



1. 加盟店契約の目的は、(1)各店舗において顧客のカード利用を受け入れることを可能とし(アクワイアラーからの一種のライセンス付与+端末等の物理的環境整備)、(2)顧客が購入に際してカード利用を行った場合の立替金(債権譲渡構成における譲渡代金を含む。以下同じ。)を各店舗がアクワイアラーから受領し、(3)立替金の一部を加盟店手数料等としてアクワイアラーが受領することにあると考えられる(①類型)。

②類型・③類型においては、百貨店等や決済代行業者が「加盟店」と認識されている。

④類型においては、店舗の代理人たる決済代行業者がアクワイアラーと包括代理加盟店契約を締結することにより、アクワイアラーと店舗の間に加盟店契約が成立するものの、決済代行業者は立替金の代理受領権を授与されていることが通常である。

なお、EC店舗において③類型・④類型・⑤類型のスキームがとられる場合、決済代行業者がEC店舗に対しシステム提供等の業務代行サービスを提供し、EC店舗からシステム利用料等を徴収することも多い。

2. なお、我が国では、1つの店舗が複数のアクワイアラーとそれぞれ加盟店契約を有することも多い。(マルチアクワイアリング)。この場合、複数のアクワイアラーのうち1社が「メインアクワイアラー」となることがあり、「精算代行契約」とも呼ばれている。

3. 出典:H25年度消費者庁委託調査「クレジットカードに係る決済代行業者登録制度に関する実証調査 報告書」、H24年度経産省委託調査「クレジット産業の健全な発展及び安全利用等に向けた調査研究」等各報告書及び業界関係者ヒアリング結果を基に事務局作成。